

環境・農水常任委員会

◎ 開催日時 平成 27 年 10 月 6 日（火） 10 時 03 分～14 時 51 分

◎ 開催場所 第三委員会室

◎ 説明員 琵琶湖環境部長および関係職員

◎ 議事の概要

【琵琶湖環境部所管分】

1 付託案件

（１）議第 119 号 平成 27 年度滋賀県一般会計補正予算（第 2 号）のうち琵琶湖環境部所管部分について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（２）議第 121 号 平成 27 年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（３）議第 137 号 流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

2 所管事項調査

（１）報第 12 号 一般社団法人滋賀県造林公社の平成 26 年度中期経営改善計画に関する経営評価結果について

（２）公益法人等の経営状況説明書（一般社団法人 滋賀県造林公社）

（３）一般社団法人滋賀県造林公社の伐採事業開始について

委員からは、今年度から分収造林契約地の伐採が始まるが、所有者との分収割合の契約変更が全体面積の 53.6%しか完了しておらず、公社として更なる取組が必要ではないか、などの意見が出された。

（４）出資法人経営評価の結果について（公益財団法人 国際湖沼環境委員会）

（５）出資法人経営評価の結果について（公益財団法人 滋賀県環境事業公社）

（６）出資法人経営評価の結果について（公益財団法人 滋賀県緑化推進会）

(7) 出資法人経営評価の結果について（一般社団法人 滋賀県造林公社）

(8) 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の成立について

委員からは、10月1日付けで庁内に琵琶湖保全再生室が設置されたが、法律の施行にあたっては、人員体制を充実し、国に対して十分に意見を伝えていくことが必要ではないか、などの意見が出された。

(9) 次期琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（骨子案）について

(10) 水草対策の状況について

(11) オオバナミズキンバイ等の状況について

委員からは、オオバナミズキンバイの発生を抑制するためには、研究者等の一般の方からオオバナミズキンバイの発生情報が入ってくる体制を整えて、迅速に対応することが重要ではないか、などの意見が出された。

(12) 平成26年度有害鳥獣の捕獲状況について

(13) 第四次滋賀県廃棄物処理計画（骨子案）について

(14) 滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

(15) 滋賀県下水道審議会の設置について

(16) 燃料電池自動車の導入について

3 一般所管事項調査

4 委員長報告

委員長に一任された。



委員会で配付された資料

- 1 平成27年度9月補正予算案 主な事業概要
- 2 流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて
- 3 一般社団法人滋賀県造林公社の平成26年度中期経営改善計画に関する経営評価結果について
- 4 一般社団法人滋賀県造林公社の伐採事業開始について
- 5 出資法人経営評価の結果について
- 6 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の成立について
- 7 次期琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（骨子案）について
- 8 水草対策の状況について
- 9 オオバナミズキンバイ等の状況について
- 10 平成26年度有害鳥獣の捕獲状況について
- 11 第四次滋賀県廃棄物処理計画（骨子案）について
- 12 滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について
- 13 滋賀県下水道審議会の設置について
- 14 燃料電池自動車の導入について